

3 行政対応事例集等の提供

阪神・淡路大震災の応急・復旧過程で直面した事態にどのような対応を行ったかをまとめた事例集を作成するとともに、各分野においてこれまでに作成した記録誌等を、業務の参考としていただくため、東日本大震災の被災地に提供した。

被災地の状況と課題

- (1) 避難所の運営、応急仮設住宅の整備等、次々に発生する多種多様な課題に対して、具体的な対応策が求められる状況にあった。
- (2) 応急・復旧対策には迅速な対応が求められるが、経験のない自治体には十分な実施ノウハウがないため、予め想定される事案に対して、阪神・淡路大震災時の経験と教訓を提供する必要があると考えられた。

経験を生かした支援活動

- (1) 阪神・淡路大震災 災害対策事例集（応急・復旧対策編）の作成

概要

応急・復旧対策で必要と想定される 18 分野（115 項目）について、阪神・淡路大震災時における対応事例をコンパクトに紹介。

発行日

平成 23 年 3 月 26 日

提供先等

岩手県、宮城県、福島県

宮城県庁現地連絡所、宮城県現地支援本部(気仙沼市、南三陸町、石巻市)でも携帯するとともに、兵庫県ホームページにも掲載。

内容

分 野	
1 避難所対策	1 0 外国人県民対策
2 救援物資	1 1 交通対策
3 医療・福祉対策	1 2 ため池・農業施設・山地災害対策
4 がれきの処理	1 3 道路・鉄道・港湾等対策
5 ボランティア等対策	1 4 ライフライン、生活支援対策
6 情報提供・被災者相談	1 5 河川、ダム対策
7 仮設住宅等対策	1 6 インフラ整備、土木・建築対策
8 教育対策	1 7 産業対策
9 被災者支援制度	1 8 その他

(2) 阪神・淡路大震災に係る各分野の記録誌等の提供

概要

「阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録」や「復興10年総括検証・提言報告」など、阪神・淡路大震災時の各分野における対応状況等をまとめた記録誌等を提供。

主な提供記録誌

- ・ 阪神・淡路大震災 兵庫県の1カ月の記録
- ・ 阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録
- ・ 伝える - 阪神・淡路大震災の教訓
- ・ 阪神・淡路震災復興計画
- ・ 阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の記録
- ・ 災害廃棄物の処理の記録
 - 阪神・淡路大震災の発生に伴う災害廃棄物処理事業報告書 -
- ・ 兵庫県南部地震災害義援金報告書
- ・ 創造的復興をめざして復興基金10年の歩み
- ・ 復興10年総括検証・提言報告
- ・ 震災対策国際総合検証事業報告書
- ・ 翔べ フェニックス 等

提供先

岩手県、宮城県、福島県等



阪神・淡路大震災関連の教訓誌等（一部）

■「阪神」の事例集、兵庫県が送付。兵庫県は26日、阪神大震災の際に直面した避難所運営やがれき処理の対応策をまとめた事例集を作成し、東日本大震災で被災した宮城、岩手、福島の3県に送ったと発表した。事例集は阪神大震災の際に苦勞した避難所対策や救護物資の受け入れ、医療・福祉対策など18のテーマで分類。具体的な事例を115項目提示、どのように対応したかを紹介している。被災地へ派遣された職員が、現地で当時の対応について尋ねられることが多かったため、井戸敏三兵庫県知事が事例集の作成を指示。宮城、岩手、福島の3県を支援する関西広域連合のネットワークを使って各県に送った。

H23.3.27 産経新聞

被災地支援で学んだこと

復興支援課には被災地から問い合わせが殺到したが、阪神・淡路大震災当時の経験者は各部局にも少なくなっており、情報提供にも当時の記録や検証報告書が頼りの部分が多かった。兵庫県の将来の災害対応のためにも、詳細な対応記録を保存し、いつでも活用できる状態を維持することが重要である。

関係職員のコメント

【企画県民部防災企画局復興支援課 課長 高見 隆】

今回使ってみて初めて気づいたが、兵庫県の記録書には単なる出来事やデータの記録だけではなく、当時実際に使用していた様式や通知、要領、さらには担当者の体験談なども記載されており、実務者が先例として知りたい情報が詰まっていました。次の災害にすぐ使えるよう、よく配慮されていることに改めて驚きました。

4 県内市町のカウンターパート方式による支援

宮城県北部沿岸市町現地支援本部への県内市町職員の参加を求めるに当たり、市町振興課ではカウンターパート方式を導入。同本部への職員派遣をきっかけとして、従来からの姉妹都市などの関係だけでなく、県内市町で支援する相手自治体を決めた支援が広がった。

兵庫県内市町職員派遣の進め方

宮城県北部沿岸市町現地支援本部への兵庫県内市町職員の参加を求めるに当たり、市町振興課ではカウンターパート方式を導入。継続性、責任性を重視し、質の高い支援を目指した。

(1) 兵庫県内市町派遣の考え方

県内市町職員に宮城県北部沿岸のどの現地支援本部への参加を求めるかについては、カウンターパート方式を導入

職員数の多い中核市を2市1町に恒常的に派遣
被災経験市町を2市1町に分散して派遣

現地支援本部	兵庫県内中核市
石巻市	姫路市
気仙沼市	尼崎市
南三陸町	西宮市

(2) マッチングの進め方

宮城県北部沿岸市町現地支援本部を通じて現地のニーズを把握し、必要な職員をタイムリーに派遣

時期	調整内容
3週間前まで (月に1回)	県内市町に次の1ヶ月間の派遣可能人数等を照会 ・派遣可能人数、希望先、連続派遣の意向等
2週間前まで (2週間に1回)	職員派遣の要望を確認 ・現地支援本部が、流動的な被災市町の状況を把握 ・被災市町の人事担当課と支援を要する業務・人数を調整
1週間前まで (2週間に1回)	県内市町と派遣人数・業務内容を調整 ・県内市町と調整し、派遣人数を確定 ・確定後、派遣職員の名簿及び略歴の提出を依頼 ・派遣職員の宿泊場所の確保状況等を確認
出発1～2日前 (1週間に1回)	派遣職員の具体的な業務内容を調整 ・現地支援本部に派遣職員の名簿・略歴を送付 ・現地支援本部と被災市町が業務内容を調整 ・派遣元市町に業務内容・現地情報を事前に連絡

(3) その他

兵庫県内市町への方針等の周知

市町財政・人事担当課長会議(5月18日)等の機会を活用し、県内市町に職員派遣の現状を報告するとともに、被災市町における今後の業務の動向等について情報提供。兵庫県内市町の意向等のヒアリング・情報提供

派遣職員の業務内容、派遣元市町の意向を確認するため、主立った市町を対象に、直接訪問のうえ、ヒアリングを実施し、県の把握している内容について、個別に情報提供を行った。

効果

規模が小さい市町では、自ら支援先を決め、支援先と調整し、継続して支援職員を派遣することが困難であるが、県が、県内市町をグループ化し支援先とマッチングすることで、職員数が少ない市町も支援に参加することができた。



H23.5.13 神戸新聞



H23.5.19 神戸新聞

県内市町のカウンターパート方式による支援

従来からの姉妹都市等の関係に基づく支援に加え、宮城県北部沿岸市町現地支援本部への職員派遣をきっかけとして、県内市町でも支援相手先を決めたカウンターパート方式による支援が始まった。

阪神間の3市1町(西宮、宝塚、川西、猪名川)がチームを組み、登米市と栗原市とともに南三陸町と女川町を支援する新たな取り組みも生ま

	支援先	県内市町
宮城県	仙台市、名取市	神戸市
	気仙沼市	尼崎市、明石市
	石巻市	姫路市
	南三陸町、女川町	西宮市、宝塚市、川西市、猪名川町
	名取市、岩沼市	伊丹市
	多賀城市	篠山市
	山元町	朝来市
岩手県	大船渡市、大槌町	宝塚市
	一関市	赤穂市

5 宮城県・土木インフラ復興に係る提案

宮城県における復興計画策定の一助とするべく、阪神・淡路大震災の教訓や現地駐在職員からの情報等を基に、土木インフラの復興に向けた提案を行った。

被災地の現状と課題

- (1) 地震動による被害が少なく、津波による沿岸部の被害が甚大。
- (2) ガレキの処分場所の絶対量が不足。
- (3) 仙台平野の沿岸部で広範囲な浸水被害が発生。

経験を生かした支援活動

(1) 提案の概要

<土木インフラ復興の基本的考え方>

緊急インフラ3ヶ年計画による道路、河川、港湾等の機能の早期回復を図る。

巨大津波に対するハード対策の限界を踏まえ、復興まちづくりと連携しながら、今回の課題（ガレキの処分、地盤沈下など）を踏まえ、今後10年間を目途にインフラ復興を進める。

<提案骨子>

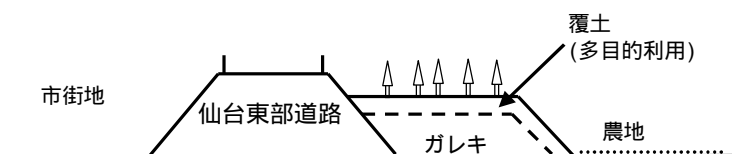
防災ラダー道路ネットワークの強化（リダンダンシーの確保）

国幹軸と沿岸防災軸を結ぶラダー道路の強化

沿岸防災軸の早期形成と強化

ア) 三陸縦貫自動車道の未整備区間の早期整備

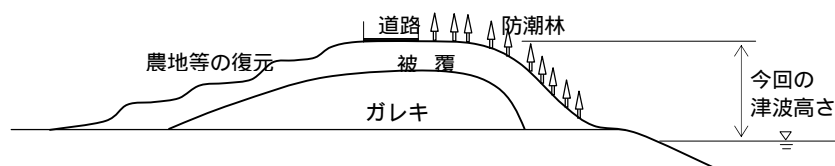
イ) ガレキを有効活用した仙台東部道路等の防災機能強化



背後地の土地利用に合わせた海岸保全施設の復旧（ガレキの活用）

ア) 仙台空港の前面は被災高さで復旧（仮空港防潮堤）

イ) その他区間は防潮堤の復旧及び防潮林帯の整備



基幹広域防災拠点となる基幹防災公園の整備

河川における津波溯上区間の堤防強化（巻堤等）

(2) 具体的な提案活動

- ・ 4月14日 本県駐在土木職員から宮城県土木部に提案資料を提供
- ・ 4月15日 国土交通省の緊急災害対策本部等に提供
- ・ 4月19日 本県職員が宮城県土木部に提案内容を説明
- ・ 4月27日 「土木インフラの復興」と「復興まちづくり」に係る提案を一体的に再整理し、被災3県及び宮城県3市町、国交省に再提出

6 復興まちづくりに向けた緊急提案

阪神・淡路大震災での経験を踏まえ、東日本大震災と阪神・淡路大震災との相違点を考慮して、被災した地方公共団体に対し、復旧・復興のステージに応じて応急仮設住宅の建設・運営や復興まちづくりの推進、住宅復興等に向けた種々の提案を行った。

平成23年3月16日 緊急的な建築制限等の提案

平成23年4月14日 『復興まちづくり』への提案

平成23年4月14日 中期を見据えた仮設住宅団地の提案

平成23年4月21日 応急仮設住宅建設についての提案

平成23年5月9日 住宅からの創造的復興に向けた提案

平成23年6月13日 復興に向けたまちづくりへの10の提案・5つの対策

緊急的な建築制限等の提案（都市計画課）

被災地の状況と課題

津波により壊滅的な被害を受けた市街地を安全安心なまちとして本格的に復興するためには、早急に建築制限を行うことにより無秩序な開発を防ぐ必要がある。

経験を生かした支援活動

(1) 提案の概要

緊急避難的建築制限（建築基準法）

発災後早急に、被災地の無秩序な開発を防ぐため、都市計画決定手続きが完了するまでの間の建築制限を実施する。（災害発生の日から最大2ヶ月）

被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法）

建築基準法による建築制限期間内に、土地区画整理事業等の面的整備が必要な区域について、緊急復興方針を定める大枠の都市計画決定を行い、具体の事業手法決定までの一定期間の建築制限を実施する。（災害発生の日から最大2ヶ年）

土地区画整理事業等の都市計画決定（土地区画整理法等）

被災市街地復興推進地域で定めた建築制限期間内に、地域住民との十分な意見調整を行い、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の都市計画決定を行う。

(2) 具体的な提案活動

3月16日記者発表を行うとともに、広域防災局から現地事務所を通じて被災3県（宮城、岩手、福島）の災害対策本部に提案。

あわせて、都市計画課長が被災3県の都市計画担当課長に対し、電話で具体的な提案内容を説明。

『復興まちづくり』への提案（都市政策課）

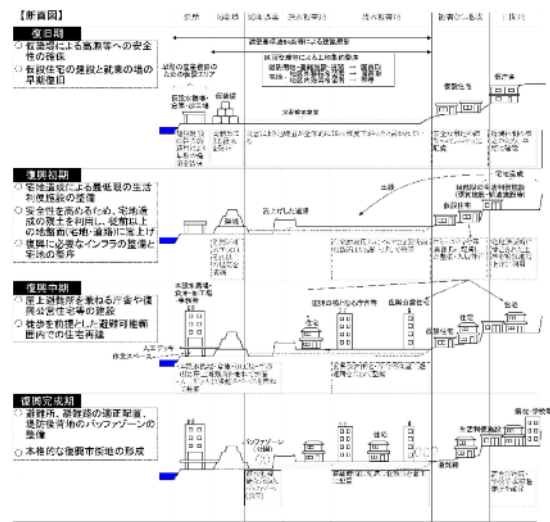
被災地の状況と課題

- (1) 東日本大震災は、地震よりも津波の被害が大きく、被災地域が非常に広範囲であるとともに、被災した地区としなかった地区とが明確であり、被災した地区は壊滅的な状態である。
- (2) 阪神・淡路大震災では、生活再建に必要な就業の場が大阪など周辺地域に存在したが、東日本大震災で漁業、水産加工業、農業等が壊滅状態にある被災地にあってはその産業の再生が不可欠である。
- (3) 湾の形状や平地と山地との関係など、被災地の地形条件が異なるため、地域毎の復興手法の検討が必要となる。
- (4) 復興計画では地震とともに津波対策が必要であり、面的な計画に加え、垂直方向の避難等を考慮した立体的な計画が必要となる。
- (5) 被災地は、面的整備事業など都市計画事業の実施可能な都市計画区域だけではなく、都市計画区域外もあることから別の復興手法の検討も必要となる。
- (6) まちづくりコンサルタント等民間団体の活動が低迷している。

経験を生かした支援活動

(1) 提案の概要

被災地の状況と課題を踏まえ、安全安心なまちづくりを進める復興まちづくり基本計画の策定が急務であること、生活者の視点に立った段階的な復興のシナリオを検討する必要があること、被災市町村の人員不足を補うため被災県の全面的な支援や他の地方公共団体・UR・学会等の積極的な支援が必要であること、住民ニーズの把握や住民参加のまちづくりに、全国のコンサルタントを投入する必要があることなどを提案し、同時に阪神・淡路大震災の経験を踏まえて初動対応期、基本計画の策定期、事業計画の推進期等、「復興まちづくり」の各ステージに応じた「復興まちづくり」の留意点等を提案した。



提案した段階的な復興事業のイメージ

(2) 具体的な提案活動

4月14日 広域防災局から被災3県及び宮城県3市町の災害対策本部に提供。

本県派遣職員から宮城県及び宮城県3市町のまちづくり所管部局に提供。

- 4月15日 国土交通省の緊急災害対策本部、都市・地域整備局、住宅局に提供。
6月15日～17日 まちづくり局幹部による宮城県、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町への提案。

中期を見据えた仮設住宅団地の提案（公営住宅課）

被災地の状況と課題

(1) 状況

津波災害によって被災エリアが広範囲で被害も甚大。

阪神・淡路地域とは異なり、農漁業をはじめとする一次産業を中心としている地域が被災。

高齢化の進展に加え、三世同居の居住形態の高い（同居率 被災3県：12.3%、全国6.7%）地域が被災。

(2) 課題

入居者の心身の健康と地域コミュニティへの配慮

入居者の心身の健康保持は難しく、“閉じこもり”や“独居死”などが問題となった。

被災前の人間関係を維持できる地域コミュニティへの配慮。

高齢者・障害者等への配慮

身体的、精神的に虚弱な状態にある高齢者や障害者の安心感につながる、ケア付き地域型応急仮設住宅の早期提供。

長期生活拠点としての居住環境と生活利便の向上

住宅復興に長期間を要し、郊外や高台に多くの仮設住宅が建設されると予測されることから、応急仮設住宅の計画には、居住環境と生活利便の向上が必要。

経験を生かした支援活動

(1) 提案の概要

仮設住宅団地の建設・運営上の課題を踏まえ、以下の基本的な考え方のもと、中期（概ね5年程度）を見据えた仮設住宅団地の計画について提案した。

<基本的な考え方>

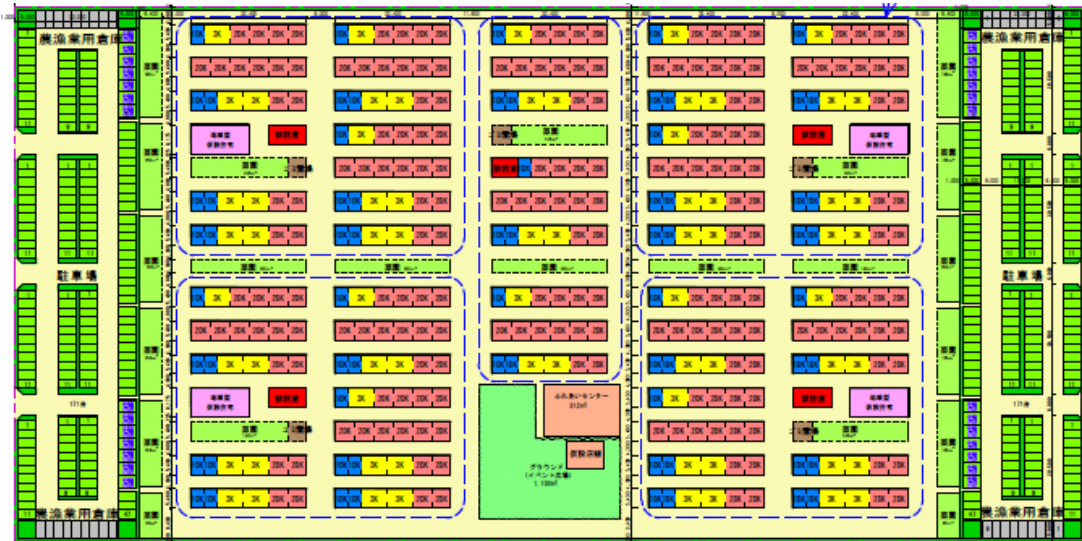
ア 被災者への支援活動が円滑に進む拠点機能の配置

イ 生活拠点としての居住環境と利便性の向上

ウ 被災者の復興意欲を支える応急仮設住宅の運営

<提案にあたり工夫したこと>

東日本大震災では応急仮設住宅用地確保に困難が予想され、敷地規模・形状も広狭まちまちであると思われることから、提案する団地モデルは、50～70戸単位で多様な組み合わせが可能となるよう工夫した。



中期を見据えた仮設住宅団地モデルプラン

(2) 具体的な提案活動

4月14日 広域防災局から被災3県及び宮城県3市町の災害対策本部に提供。

本県派遣職員から宮城県及び宮城県3市町のまちづくり所管部局に提供。

4月15日 国土交通省の緊急災害対策本部、都市・地域整備局、住宅局に提供。

6月15日～17日 まちづくり局幹部による宮城県、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町への提案。

応急仮設住宅建設についての提案（公営住宅課）

被災地の状況と課題

(1) 宮城県の体制

宮城県住宅課は仮設住宅担当の分室を設けて業務を行っている。宮城県職員は、用地選定、発注業務、図面打ち合わせなどの庁内業務に専念しており、他府県及びUR職員などの応援部隊が現地調査、工事監理、検査を行っており、市町の希望・意見が応援部隊を通じて間接的に宮城県に伝わることになる。

また、仙台～現地の移動には長時間を要し、現地で処理できるのは1日あたり4～5件/班が精一杯で、今後、応急仮設住宅建設工事の件数が増えてくると、さらに班編成を増やさないと手が回らなくなる。

(2) 用地の問題

津波による被害が主となるため、リアス式海岸線を持つ宮城県北部では、海水をかぶっておらず、応急仮設住宅の建設に向けたまとまった土地はほとんどないため、避難場所となる公園や学校の校庭に建設せざるを得ないケースが多い。

集落単位での移転をこのまれることもあり、数をかせぐことも難しい事に加え、応急仮設住宅建設の発注に関しても、平成の合併前の町村意識があり、集落ごとのバランスを求められている。

(3) 施工業者、施工能力の問題

応急仮設住宅の工事経験のある、プレハブメーカーはただしも、在来工法や2×4工法の工事業者が、1ヶ月足らずという短工期の応急仮設住宅の建設に本当に対応できるのか、不明な点に加え、東北地方では農業あるいは漁業との兼業者が多く、農繁期や収穫期には人手が集まらない。(4月以降田植えが始まる)また、冬季には積雪などもあり阪神・淡路大震災などと比べると、そもそも工期設定が長い傾向が見受けられる。事実上冬になるまでに、応急仮設住宅を完成させる必要がある。(1年かかると報道発表している)

経験を生かした支援活動

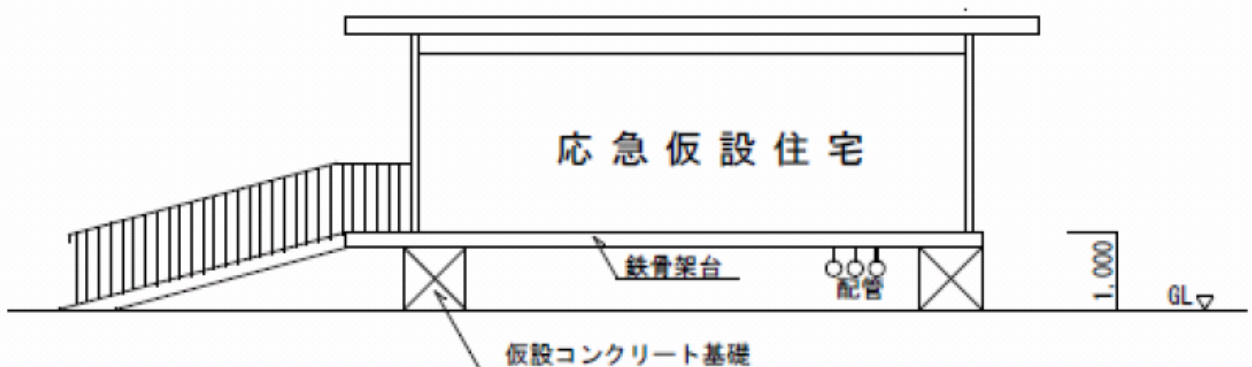
(1) 提案の概要

応急仮設住宅の計画及び建設が本格化することから、応急仮設住宅建設に当たり、応援職員の増員、新工法の採用、被災地の雇用の確保、福祉等への配慮について提案

<提案にあたり工夫したこと>

新工法の採用検討

建設用地不足を補うため、在来工法による応急仮設住宅建設に際しては2階建てとするほか、まとまった建設用地の候補ではあるが仮設住宅建設に伴う配水管の地下埋設物の将来の復旧工事に多額の費用を要すると考えられる野球場等用地に建設する場合は、配水管が容易に除却できる構造を採用することを検討。



被災地の雇用の確保

応急仮設住宅建設の労働力不足を解消する一助として、工事終了間際の室内クリーニングなど軽作業を中心に、被災により職を失った被災者を優先して雇用することを検討。

(2) 具体的な提案活動

4月21日 広域防災局から被災3県及び宮城県3市町の災害対策本部に提供。

本県派遣職員から宮城県及び宮城県3市町の仮設住宅所管部局に提供。

6月15日～17日 まちづくり局幹部による宮城県、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町への提案。

住宅からの創造的復興に向けた提案（住宅政策課）

被災地の状況と課題

- (1) 本震・余震での建物被害に加え、津波による被害が甚大。
- (2) 市街地や漁港、農村地域など地区単位での広大な面的な被害。
- (3) 津波を受けた区域では壊滅的な被害が発生していた。
- (4) 震災から2ヵ月経過し、未曾有の大震災の被災者に対し、生活の基盤となる住宅の早期・具体的な住宅復興計画を提示することが強く求められていた。

経験を生かした支援活動

(1) 提案の概要

阪神・淡路大震災と東日本大震災との相違点を整理したうえで、住宅からの創造的復興に向けた提案を行うとともに、「阪神・淡路大震災での対応・教訓」を踏まえ、住宅復興計画策定のフローを提示した。

< 基本的な考え方 >

被災世帯の早期・円滑な住宅復興に向けて、段階ごとに継続的な意向調査を実施し、被災世帯の多様なニーズに応える住宅復興計画の策定と柔軟な見直し、さらには住宅復興支援策の拡充に努める必要がある。

漁業や水産加工業、農業等の産業形態に加え、海や平地、山等の地形など、地域特性に配慮した集落単位で、人と人とのつながりを大切にした住宅復興に留意する必要がある。

被災市街地については面的整備事業を前提とした住宅復興を基本としつつ、被災世帯への早期・的確な住宅確保のために、被災集落単位でのきめ細かな災害復興公営住宅の整備を行う必要がある。

第1段階：被災市街地周辺地域での避難施設を兼ねた災害復興公営住宅の緊急的な整備

第2段階：面的整備事業のスケジュールや被災世帯の意向を踏まえた災害復興公営住宅の供給

高齢社会に向けて、地域コミュニティや福祉・医療との連携に十分に配慮した災害復興公営住宅等の整備計画を策定する必要がある。

地域主権、広域的な視点から、県が計画策定を主導し、市町村がその具体化を図るプロセスとし、国や地方自治体、コンサルタント、建設事業者など、全国のマンパワーを集結した支援体制を整える必要がある。

< 住宅復興のシナリオ >

住宅復興のシナリオを復旧期、復興初期、復興中期、復興完了期の4期に分け段階的に提示

< 住宅復興計画策定のフロー >

早期・円滑な住宅復興の推進に向けて、速やかに策定の必要のある住宅復興計画の策定フローを提示

被災住宅の状況把握

被災住宅の生活再建に必要な住宅戸数の推計

災害復興公営住宅等の段階的整備

被災世帯の住宅復興課題に対応した多様な各種支援事業の創設

継続的な意向調査と柔軟な計画の見直し

< 各種復興支援策の提案 >

防災性の向上や高齢社会への備え等の総合的な課題と個々の被災世帯の課題に対応したきめ細かな支援策を提案

総合的施策

防災性の向上、高齢者・障害者への配慮、住民参加を支える仕組み等。

災害復興公営住宅等の整備方策

災害復興住宅供給協議会の設置による情報の共有化・協力体制の構築、一元的な募集・入居・管理の仕組みづくり、効率的な供給体制の確立。

民間住宅整備への支援

持家住宅への支援、共同住宅再建への支援、持家補修への支援。

まちづくりと連携した住宅整備

災害復興公営住宅等の避難施設化、地域交流拠点化、福祉・医療拠点化。

(2) 具体的な提案活動

5月9日 広域防災局から被災3県及び宮城県3市町の災害対策本部に提供。

本県派遣職員から宮城県及び宮城県3市町の仮設住宅所管部局に提供。

5月10日 内閣府の被災者生活支援特別対策本部、国土交通省住宅局及び都市・地域整備局に提供。

6月15日～17日 まちづくり局幹部による宮城県、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町への提案。

復興に向けたまちづくりへの10の提案・5つの対策（都市政策課）

被災地の状況と課題

- (1) 震災から3ヶ月が経過し、被災地ではがれき処理や応急仮設住宅の建設等、復旧の取り組みが進められていた。
- (2) 関西広域連合でもカウンターパート方式により被災県、被災市町に復旧及び復興に向けての支援を行っていた。
- (3) 復興まちづくりについては、4月14日提案「『復興まちづくり』への提案・中期を見据えた仮設住宅団地の提案」、4月21日提案「応急仮設住宅建設についての提案」、5月9日提案「住宅からの創造的復興に向けた提案」など種々の提案を行ってきた。

経験を生かした支援活動

(1) 提案の概要

それまで復興まちづくりについて行ってきた種々の提案を基本に、復旧・復興の支援を行う中で見た現状や現地で聞いた課題について、その後のまちづくりに向けた10の具体的な提案と5つの実務上の対策を以下の通り示した。

< 10の提案 >

市街化調整区域への集団移転への対応
被災市街地復興推進地域、土地区画整理事業等の都市計画決定
ツイン型土地区画整理事業
まちづくり協議会の役割
土地の先行取得による減歩率の低減
補助採択要件の緩和及び補助率の特例
災害復興公営住宅の必要戸数と立地
コミュニティプラザの整備、シルバー仕様及びL S Aの配置
一元募集、グループ募集等の工夫
防災拠点・避難地等となる防災公園の階層的整備

< 5つの対策 >

仮設住宅の整備
福祉に配慮した仮設住宅
建築制限
被災者の意向把握
関係法令との調整

(2) 具体的な提案活動

- 6月13日 広域防災局から被災3県及び宮城県3市町の災害対策本部に提供。
- 6月15日～17日 まちづくり局幹部による宮城県、石巻市、東松島市、気仙沼市、南三陸町への提案。
- 6月17日 国土交通省都市・地域整備局、住宅局に提案内容説明。
- 8月18日～19日 福島県のまちづくり所管部局等に提案内容説明。
- 10月5日～7日 「ツイン型土地区画整理事業と防災集団移転促進事業の合併施行」について、宮城県及び宮城県5市町のまちづくり所管部局等に提案内容説明。

緊急提案を通じて学んだこと

震災の経験を持つ職員が減少してゆく中、提案をとりまとめるに当たり、当時まとめられた種々の記録誌が非常に参考になった。東日本大震災を含め、非常時の対応には過去の経験が非常に役に立つことから、こうした記録誌をとりまとめておくことの重要性を認識した。

関係職員のコメント

【県土整備部まちづくり局都市政策課 主査 小林 智成】(4/14、6/13 提案とりまとめ)

報道内容や公表資料に加え、兵庫県からの派遣職員を通じた情報など、手探りで情報収集し提案したので、被災地のニーズに合っているのか不安があったが、阪神・淡路大震災を経験した兵庫県の責務と考え、できる限りの提案をとりまとめました。

個別の提案内容を被災地にどう適用するかと言ったフォローアップ等が必要になるが、十分な対応をとっていきたい。

【県土整備部まちづくり局都市計画課 副課長 西谷 一盛】(具体の提案活動)

自治体の復旧・復興スピードにも大きく差が生じていた時期であり、復興計画の策定が進んでいる市町とは、議論が噛み合い、また、関連する他の事項にも話題が展開するなど、有意義なものでした。

一方、復興計画の策定に着手できていない市町とは、とおり一辺倒の説明と質疑になってしまいました。

被災市町のニーズにあった内容をタイミング良く提案することが重要と思いました。

阪神・淡路大震災における復旧・復興事業の実施段階での国との協議記録、事業費内訳、補助対象範囲などの具体的なやりとりや数字が求められたケースもありました。記録集以外のこれらの資料についても情報提供できるように整理しておく必要性を痛感しました。

【県土整備部住宅建築局住宅政策課 課長 菅原 康雄】

あの阪神・淡路大震災から17年が経過した今日、東日本大震災の被災者が同じような苦しみを抱えています。

阪神・淡路大震災を契機に、個人補償の問題等を打ち破る様々な制度や試みが行われてきたと考えていたが、わが国の制度は基本的に何も変わっていませんでした。

災害救助法の規定が個人給付を未だに認めていないことに象徴されるように、被災者の住宅再建は基本的に個人の責任であり、また、民間賃貸住宅の見なし応急仮設住宅を見ても分かるように、現行の制度のほとんどが被災された自治体に莫大な事務量を押し付けています。

災害はどこでも起こりうります。阪神・淡路大震災の経験者として、不幸にも災害に直面した被災者や自治体の苦勞が少しでも軽減されるような社会の実現に向けて、一層の努力を重ねていかなければと改めて決意しました。

7 被災地経済復興に向けての支援

(1) 被災農業者支援

災害発生以降、一部府県が独自に行っていた被災農業者への支援策を、関西での営農再開を支援する関西広域連合の取り組みとして新たに打ち出すことを提案するとともに、兵庫県としても個別の事情に応じたきめ細やかなマッチングを実施した結果、10月に福島県の被災農業者2名を淡路市へ受け入れた。

被災地の状況と課題

- (1) 津波による被害が広範囲にわたり、被害を受けた農地での早期の営農再開は困難な状況にある。
- (2) また、福島第一原発事故の影響により、発電所近辺の農地では営農再開に長期を要することが見込まれる。
- (3) このため、被災農業者の意向を十分に汲み取り、「武者修行」として関西での営農再開を支援する必要がある。

経験を生かした支援活動

- (1) 被災農業者の生活を支える「関西広域連合プロジェクト」の創設を関西広域連合構成府県へ提案し、構成府県の各知事から賛同意見を得る。
- (2) 兵庫県、鳥取県、徳島県、JA兵庫から8名の職員が2班体制で被災地へ赴き、農業者の実態、意向を調査
- (3) 緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用し、被災農業者就農支援事業を創設し、受け入れ先の雇用人件費、住居費用等を支援することを決定
- (4) 仙台市で開催の「新・農業人フェア 2011」(主催：全国農業法人協会等)へ関西広域連合としてブースを出展し、支援策の広報とともに就農相談に対応

〔経緯〕

- 4月27日 被災農業者の生活を支える「関西広域連合プロジェクト」の創設を関西広域連合構成府県へ提案
- ・ 被災農業者が、現地相談窓口でのマッチングを通じて、関西での移住就農と雇用就農の2パターンを選択できる仕組みの創設
- 4月28日 関西広域連合委員会で井戸連合長から被災農業者支援の仕組みを提案
- 5月12日 関西広域連合構成府県検討会議
- ・ 検討方法及び連絡調整方法について意見交換
 - 以後、広域防災局(兵庫県)のネットワークを活用し調整
- 5月25～27日 被災地現地調査
- ・ 兵庫県、鳥取県、徳島県、JA兵庫から8名の職員が2班体制で被災地に

赴き、農業者の実態、意向を調査

- ・ 訪問先：東北農政局、宮城県庁、気仙沼市、石巻市、南三陸町、女川町、J A 宮城中央会、単位 J A、個別農家等

5月25日 関西広域連合委員会で井戸連合長から被災地現地調査について報告

京都府、滋賀県、鳥取県の各知事が被災農業者支援の取り組みに賛同意見

5月30日 被災地現地調査の結果を取りまとめ、公表

- ・ 現地の状況：被災状況の把握や今後の復旧検討の進捗はまちまちであるが、基本的には県・市町・J A ともに地元での農業再開を熱望
- ・ 現地ニーズ：関西での就農メニュー（チラシ）の作成、紹介フェアの開催

関西広域連合構成府県検討会議の中で、府県の就農メニューをまとめたチラシの構成・内容について協議・検討
 チラシ案について、被災農業者等の意見を聞き取り
 兵庫県内の受け入れ農家リストの作成

6月25日 関西広域連合委員会の中で、チラシの内容を報告

- ・ チラシの内容：府県別の主な産品、就農支援メニューの紹介

6月28日 兵庫県として、6月補正予算で被災農業者就農支援事業（緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用）を創設

- ・ 事業内容：受け入れ先の雇用入件費、住居費用等を支援

7月1日 宮城県農業法人協会総会の場で、関西広域連合の被災農業者支援の取り組みを紹介し、チラシ配付（他府県もカウンターパート先にチラシ配布）

被災農業者向けチラシ

【関西広域連合の被災農業者支援】

東日本の農業者の皆様
営農再建を応援します！

○関西広域連合7府県では、多様な自然環境のもと、それぞれの気候・風土に根ざした多彩な農林水産物が産まれています。

○かけがえのない故郷が、復興するまでの間、私たちの地域で新たな栽培技術の習得や「人」とのつながりをはくむことにチャレンジしてみませんか。

○まずは、農園・場所・作物など皆様のご希望をおうかがいし、私たちが持つ現地情報をもとに受け入れ先をご紹介しますなど、皆様の生活（くらし）の再建につながるよう、精一杯お手伝いします。

この提案にご関心のおありの方は、
下記まで、お電話ください。

○ 茨城県農林水産部 農政課	☎：077-628-3428
○ 京都府農林水産部 ジョブカフェ	☎：076-982-1899
○ 兵庫県労働局 労働政策課	☎：078-921-9499
○ ひょうご農業文化センター	☎：078-391-1222
○ 和歌山県農林水産部 営農課	☎：073-441-2392
○ 鳥取県農林水産部 営農課	☎：0857-29-6399
○ 徳島県農林水産部 営農課	☎：087-821-2427

○ 詳細に案内への相談申し込みはできません。
 ○ 〇〇、〇〇〇〇と記載する場合は、お問い合わせ先です。

被災農業者向けチラシ

関西広域連合の主な産品のご紹介

主な支援の内容（各地域の農産品については、各都府県の農産品目録を参照ください）

府 県 名	内 容
茨 城 県	産地直産品等の販売促進に関する情報提供、就農・就農の相談窓口
京 都 府	就農支援（就農準備金等）に関する相談窓口の提供、就農準備金等の貸付窓口の提供、就農・就農の相談窓口
兵 庫 県	就農・就農に関する情報提供等の提供
鳥 取 県	就農準備金等の貸付窓口の提供、就農準備金等の貸付窓口の提供、就農・就農の相談窓口
和 歌 山 県	就農準備金等の貸付窓口の提供、就農準備金等の貸付窓口の提供、就農・就農の相談窓口
徳 島 県	就農準備金等の貸付窓口の提供、就農準備金等の貸付窓口の提供、就農・就農の相談窓口
香 川 県	就農準備金等の貸付窓口の提供、就農準備金等の貸付窓口の提供、就農・就農の相談窓口

※ 就農支援の内容、就農準備金等の貸付窓口等は、各都府県によって異なります。

- 10月3日 被災農業者等就農支援事業を活用し、福島県から農業者2名を淡路市へ受け入れ
 ・ 就農先：淡路市内の農業参入企業及び認定農業者



H23.10.15 毎日新聞

被災地支援で学んだこと

- (1) 被災地では、応急仮設住宅への入居が始まる段階でようやく生活の再建（農業者にとっては営農再開）が意識され始めるが、被災直後は、ガレキの撤去など復旧に全力を尽くさなければならない状況にあるため、支援のタイミングを見極める必要がある。
- (2) 農業者の基本スタンスは地元での営農再開である。
- (3) 被災農業者の受け入れにあたっては、まず現地の状況に十分配慮し、受け入れ情報を取りまとめ、一元的に被災農業者へ提供することが有効。
- (4) 一方で、被災地以外での営農再開については、被災地復興を担うべき若手農業者の流出につながることから、被災者個人のみならず、自治体、農業団体など被災地全体の意向にも配慮する必要がある。
- (5) これらのことを勘案し、兵庫県では被災地の復興までの「研修」「武者修行」という呼びかけを行った。

(2) 被災企業等への支援

被災により操業に支障が生じた県内外の企業の活動継続・再開等の企業ニーズに応えるとともに、今後の災害に備えた国内活動拠点のリスク分散など、国内産業全体の復興や経済安定化に貢献するため、相談窓口を設け、一時移転や受発注取引企業の紹介などに関する被災企業からの相談・問い合わせに対応した。

被災地の状況と課題

- (1) 震災を契機として、製造業のサプライチェーンの脆弱性が明らかになった。加えて、今回の震災を契機に、生産拠点を日本から海外に移転するなど、産業の空洞化・雇用の喪失が懸念された。
- (2) 被災により操業に支障が生じた県内外の企業の活動継続・再開等のニーズに応えるため、立地支援情報の提供や県内の新たな受発注取引先企業の紹介を行うワンストップ相談窓口の設置の必要性が生じていた。

経験を生かした支援活動

- (1) 立地支援相談（相談窓口：ひょうご・神戸投資サポートセンター）
 - 一時移転に対する支援
県広報、被災地支援拠点の宮城県を通じて、立地支援情報を提供。
< 提供する支援情報 >
貸しオフィス、工場等の物件情報
本格移転（県内新設）に対する支援
被災企業を対象に、被災状況を見ながら、産業労働部、ひょうご・神戸投資サポートセンター等が協力して訪問し、被災状況と企業ニーズの確認にあわせて、必要に応じて県内立地に関する用地等の情報提供、本県立地支援制度等の紹介。
< 提供する支援情報 >
工場用地、物件情報
産業集積条例に基づく支援、企業立地促進法を活用した支援
- (2) 被災企業に対する受発注の相談（相談窓口：ひょうご産業活性化センター）
被災により新たな受発注取引先を必要とする企業に対して、県内企業の紹介を含めた相談・問い合わせに対応。
- (3) 被災地中小企業受注・発注応援サイトを開設（ひょうご産業活性化センターHP）
特に被害の甚大な岩手県、宮城県及び福島県の中小企業向けに県内企業の発注情報及び受注を希望する被災地中小企業の情報を発信する応援サイトを開設。

被災地支援で学んだこと

- (1) 被災企業の現状とニーズを十分把握したうえで、支援メニューを提案することが重要。
- (2) 被災企業（特に直接被災企業）は、早期の活動再開を希望することから、工場立地や操業に係る各種法規制の手続きについて、特別立法等の制定により、迅速で円滑な規制手続きを実現することが必要。

(3) 観光対策

東日本大震災で甚大な被害を受けた東北 3 県の物産展を県内 3 か所で開催するとともに、兵庫県から東北地方へ旅行する団体に対する助成や支援サイトの開設など観光による被災地支援に取り組んだ。

被災地の状況と課題

- (1) 地震・津波被害だけでなく放射能等の影響による風評被害により、東北への観光客が減少した。
- (2) 放射能等の影響により、東北産の食品等への風評被害も広がった。
- (3) 被災地への観光自粛ムードの中、旅行エージェントも被災地への旅行商品の造成を手控える状況にある。

経験を生かした支援活動

- (1) 岩手・宮城・福島被災地応援東北物産展 in 兵庫を開催
県開催物産展をきっかけに、市町・民間団体の自主的な取り組み等、支援の輪が広がった。

開催日時・場所

5月24日(火)～30日(月)そごう神戸店

6月4日(土)～5日(日)ヤマトヤシキ姫路店

6月4日(土)～5日(日)ソリオ宝塚1

出品業者

岩手(18社) 宮城(18社) 福島(12社)

販売品目

南部せんべい、笹かまぼこ、喜多方ラーメン 等

販売額

神戸会場 約539万円

姫路店会場 約107万円

宝塚会場 約203万円



はばタンと県開催物産展風景



県開催物産展風景

- (2) 「がんばろう東北」被災地ツアー支援事業

観光を目的とした旅行に際し、被災3県のいずれかに宿泊する兵庫県内在住・通勤・通学者(以下、「県内の旅行者」という。)10名以上が現地で利用するバス代を支援する。

当該事業を利用して、東北の観光地への旅行を通じて東日本大震災を支援しようと、県内の旅行業者184社が加入する「全国旅行業協会兵庫県支部」が、旅行商品を企画するなど、観光による被災地支援の輪が広がった。

事業主体 社団法人ひょうごツーリズム協会

実施期間 平成23年7月11日～平成24年3月31日

対象経費 県内の旅行者が、東北地方の観光地1カ所以上を訪問し、被災3県のいずれかに宿泊する旅行に際し、利用するバス代

助成額

参加人数	金額
県内の旅行者20名以上	30,000円
県内の旅行者10名以上	15,000円

- (3) 「がんばろう！東北 東北を楽しもう」サイトの開設（ひょうごツーリズム協会HP）
東北6県の観光情報や東北物産展の開催などの支援情報、JR・空港・道路の交通情報を発信。

関係職員等のコメント

【宮城県大阪事務所長】

地元では一生懸命、復旧・復興に努めています。催しは、避難している人の励ましになります。

【来場者の声】

- ・ 東北は支援しに行きたくても遠いので、せめて買い物でお役に立てればと思いました。
- ・ おいしいものを食べる支援なら簡単です。阪神・淡路大震災の恩返しと思って購入しました。

【被災地応援ツアーを企画した全国旅行業協会兵庫県支部】

- ・ 阪神・淡路大震災を体験した私たちが、旅行業として何ができるかを考えました。微力ながら東北の観光業界の復興を応援できればと思います。

8 義援金の募集と復興支援プロジェクトの提供

阪神・淡路大震災の経験と教訓、これまでの海外での大規模災害における義援金プロジェクトの経験を生かし、被災地「ひょうご」をあげた義援金募集委員会により義援金を募り、県民の多額で温かい善意を、復興支援プロジェクトの提案を添えて贈った。

被災地の状況と課題

- (1) 災害初期段階において、被災自治体では災害応急対策に追われ、義援金の募集事務の立ち上げが遅れていた。
- (2) 被災自治体が15都道県にわたるなど広域災害となったことから、国外の大規模災害で義援金プロジェクトの実績のある兵庫県に対し、県民から「ひょうご」が一体となった義援金募集に関する体制整備の要望が寄せられた。

経験を生かした支援活動

(1) 東日本大震災兵庫県義援金募集委員会の設置

東日本大震災においては、地震動や大津波により、極めて広域で未曾有の被害が生じていることに鑑み、被災地「ひょうご」の各界各層が一体となって義援金を募集した。

(設置年月日)

平成23年3月16日

(募集期間)

平成23年3月16日から6月30日まで

(6月17日に、9月30日までに延長を決定)

(構成団体)

兵庫県、兵庫県議会、兵庫県市長会、兵庫県市議会議長会、兵庫県町村会、兵庫県町議会議長会、兵庫県社会福祉協議会、神戸新聞厚生事業団、兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、(株)ラジオ関西、(株)サンテレビジョン

(2) 積極的な募集活動

委員会の構成団体や県・県内市町の関係機関に10万枚のチラシ、8千個の義援金の箱を配布したほか、ゆうちょ銀行への振り込みとあわせて全県下で義援金を受付けたほか、防災マスコット「はばタン」と兵庫県職員有志の会による街頭募金も行うなど、積極的な募金活動を行った。

また、国税庁との調整により税控除を受けられる義援金としての指定を受けるなど、募金に協力しやすい体制を整えた。

(兵庫県職員有志の会街頭募金)

月 日	募 集 場 所
5月 7日	元町商店街
5月15日	南京町広場
6月25日	J R三ノ宮駅中央口北側
9月23日	ディオ神戸 (J R神戸駅地下南)

(3) 募金実績

2,394,684,671円

(4) 復興プロジェクトの提案

阪神・淡路大震災の経験や教訓を活かし、真に被災者支援となる義援金の効果的な活用が求められた。

阪神・淡路大震災の際には、被災者の生活復興の過程で、高齢者の見守りをはじめ、住民相互の助け合い・支え合いの基盤となる地域コミュニティの再生・形成が極めて重要であった。

そこで、特に被災の甚大な岩手県、宮城県、福島県の3県に、被災の程度にあわせた配分を行い、「地域コミュニティの再生・形成や地域防災力を高めるための拠点整備」に活用いただきたい旨の提案を行った。

(配分実績)

県	配 分 金 額
岩手県	469,363,405円
宮城県	1,564,413,849円
福島県	360,907,427円